

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書   |
| 【提出先】               | 近畿財務局長  |
| 【提出日】               | 平成26年11月20日   |
| 【会社名】               | 山喜株式会社  |
| 【英訳名】               | YAMAKI CO.,LTD.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 宮本 恵史   |
| 【本店の所在の場所】          | 大阪市中央区上町 1 丁目 3 番 1 号   |
| 【電話番号】              | ( 06 ) 6764-2211  |
| 【事務連絡者氏名】           | 専務取締役 小林 淳  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 大阪市中央区上町 1 丁目 3 番 1 号   |
| 【電話番号】              | ( 06 ) 6764-2211  |
| 【事務連絡者氏名】           | 専務取締役 小林 淳  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 株主割当 0円<br>( 注 ) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となる。<br>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額<br>904,806,120円<br>( 注 ) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年11月20日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項なし  |
| 【縦覧に供する場所】          | 山喜株式会社東京店<br>( 東京都墨田区緑 2 丁目22番 1 号 )<br>株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )  |

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

|         |                  |
|---------|------------------|
| 発行数     | 7,540,051個（注）6 . |
| 発行価額の総額 | 0円               |
| 発行価格    | 0円               |
| 申込手数料   | 該当事項なし           |
| 申込単位    | 該当事項なし           |
| 申込期間    | 該当事項なし           |
| 申込証拠金   | 該当事項なし           |
| 申込取扱場所  | 該当事項なし           |
| 払込期日    | 該当事項なし           |
| 割当日     | 平成26年12月22日      |
| 払込取扱場所  | 該当事項なし           |

## (注) 1 . 取締役会決議日

平成26年11月20日開催の当社取締役会決議による。なお、本新株予約権無償割当て（下記（注）2 . に定義する。）の実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要求されていないが、本新株予約権無償割当ては、( )株主にとって、新株予約権の行使にあたり資金拠出が必要になること、( )株価の下落などの影響を受ける可能性があること、( )今般改正された東京証券取引所の新株予約権証券の上場に係る有価証券上場規程においても、増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどから、当社としては、より充実した情報提供及び株主の承認を得ることが必要であると考え、臨時株主総会（平成26年12月9日開催予定）において、当該株主総会に出席した（書面投票を含む。）株主の過半数の承認を得ることを、本新株予約権無償割当ての実施の条件とした。かかる背景に基づき、本新株予約権無償割当ての必要性及び相当性について株主に説明し、承認を得べく平成26年12月9日開催予定の臨時株主総会において、株主に本新株予約権無償割当ての実施に関する決議を諮るものである。

但し、当該実施の条件（臨時株主総会における出席株主の過半数の承認）を満たした場合であっても、当社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと東京証券取引所が認めるときは、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の定めに従い、本新株予約権の上場が承認されないことになる。この場合には、本新株予約権無償割当ての実施を中止する。

## 2 . 募集の方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、下記（注）3 . に定める割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、当社第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

## 3 . 割当基準日

平成26年12月19日

## 4 . 割当比率

各株主の所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

## 5 . 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）

平成26年12月22日

## 6 . 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成26年11月20日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数である。

7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により発行されるため、上記

（注）5. に定める効力発生日において、何らの申込み手続きを要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

## (2)【新株予約権の内容等】

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | 当社普通株式<br>権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。<br>なお、単元株式数は100株である。   |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 7,540,051株<br>上記の本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年11月20日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込みの数である(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。)   |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権1個当たり120円とする。  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 904,806,120円<br>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年11月20日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、120円とする。<br>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額<br>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。<br>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| 新株予約権の行使期間                          | 平成27年1月30日から平成27年2月17日までとする。(注)3.  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 1. 本新株予約権の行使請求の受付場所<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所<br>該当事項なし<br>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br>三井住友信託銀行株式会社 大阪本店営業部<br>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法<br>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)は、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金(本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額をいう。以下同じ。)の支払いを行う。<br>(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。 |
| 新株予約権の行使の条件                         | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 本新株予約権には、取得条項は付されていない。   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)  |
| 代用払込みに関する事項                         | 該当事項なし   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | 該当事項なし   |

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が同欄第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続き及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成27年1月30日（金）から平成27年2月17日（火）までの19日間であるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成27年2月17日（火）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に要する事項の通知が受理されているとともに、行使代金の支払いが確認されていることが必要となる。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、行使請求受付場所に対する取次ぎが行われることが想定されている（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されている。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が行使請求受付場所に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成27年2月16日（月）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要になる。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる可能性があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続きに時間を要する可能性がある。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続きを行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなる。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成26年12月22日（月））となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において本新株予約権を売買することを妨げない。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われる。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要がある。

**（３）【新株予約権証券の引受け】**

該当事項なし

本新株予約権の行使期間内に行使が行われなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」という。）については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われない。

**２【新規発行による手取金の使途】****（１）【新規発行による手取金の額】**

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 904,806,120 | 47,400,000   | 857,406,120 |

（注）１．上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。また、平成26年11月20日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
- 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー（株式会社アイ・アールジャパン）や弁護士等への業務委託報酬25.5百万円、登記費用3.5百万円、証券代行事務手数料など8.0百万円、その他諸費用約10.4百万円（株主総会費用、各口座管理機関への事務手数料等）となっている。
- 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動するところ、以下においては、本新株予約権の総数7,540,051個のうち、6,786,045個が行使され、行使比率が90%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が814,325,400円、発行諸費用の概算額が47,400,000円、差引手取概算額が766,925,400円となった場合における手取金の使途について記載している（行使比率を90%と仮定するのは、平成26年10月1日までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オフリング23件における新株予約権の平均行使比率が80%程度となっており、また、当該23件の事例のうち新株予約権の行使比率が90%台の事例が最も多いことによるものである。）。

なお、本新株予約権の行使が行われなかったことにより、本新株予約権無償割当てによる資金調達金額が上記記載の差引手取概算額766,925,400円よりも減少した場合においても下記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には、下記計画を遂行する意向である。一方、本新株予約権の行使比率が90%を超過し、本新株予約権無償割当てによる資金調達額が上記記載の差引手取概算額766,925,400円を超過した場合においては、当該超過した金額は金融機関からの借入金の返済に充当する意向である。

| 具体的な使途                | 支出予定額  | 支出予定時期           |
|-----------------------|--------|------------------|
| CHOYA株式会社事業の一部譲受に係る資金 | 270百万円 | 平成27年2月          |
| 事業譲受に伴って発生する増加運転資金    | 378百万円 | 平成27年2月～平成27年12月 |
| 物流設備、管理システム投資に係る資金    | 118百万円 | 平成27年2月～平成27年3月  |
| 合計                    | 766百万円 |                  |

## CHOYA株式会社事業の一部譲受に係る資金

CHOYA株式会社は日本のシャツ専門メーカーの最老舗であり、そのブランド力により百貨店チャネルを中心とした販売基盤と安定した顧客層を有している。当社は、CHOYA株式会社の事業の一部を譲り受けることに関する交渉に入ること平成26年2月6日に同社の親会社である日清紡テキスタイル株式会社との間で合意し、平成26年7月30日に同社の事業の一部譲受を取締役会で決議し、平成26年9月29日に同社と事業譲受に係る契約を締結した。当該事業の譲受のうち、百貨店向けオーダージャツ製造販売事業、専門店向け既製品製造販売事業及びそれに付帯する資産については平成26年11月1日に譲受を実施しており、百貨店向け既製品卸売事業その他の事業については平成27年2月1日に譲受の実施を予定している。

当社は本邦におけるドレスシャツのトップメーカーとして、量販店、専門店、百貨店など、多様な販売チャネルに顧客を有しているが、第62期（平成26年3月期）における百貨店チャネルへの販売額は国内における売上高の約18%となっている。

政府の金融政策等による個人消費の回復が期待でき、消費者の「価値あるものに対する消費」志向が高まる中、高額品・付加価値商品の強化とその販売チャネルの拡大は当社の次の成長に必要な施策であると考えている。

上述の事業の一部譲受によって、当社は、CHOYA株式会社の有する優良な販売基盤に限定して継承することから、高額品・付加価値商品のラインナップの強化と効率的な販売チャネルの拡大が期待できる。販売企画や資材調達面においても、本邦における市場シェアが更に高まることから、ドレスシャツアイテムにおける情報量の優位性による企画提案力の強化や販売量拡大によるコスト競争力の強化が期待できる。また営業活動、管理サポート業務、物流業務等に関しては、既存の当社業務体制へ統合することによって、一層の効率化を図ることが期待できる。

さらにはCHOYA株式会社の生産子会社（高山CHOYAソーイング株式会社）の当社グループへの統合により、高額品生産体制の確保、技術力の向上が見込め、加えて、自社グループ内における生産量拡大によって、商品供給体制も強化することができる。以上により、当社の売上高の増加と収益力向上に寄与するものであると考えている。

上述の事業の一部譲受に関連した資金（約270百万円）の具体的な使途としては、CHOYA株式会社の有するたな卸資産（約170百万円）及び商標権（約100百万円）の買取資金を主とし、僅少ではあるが、その他の事業資産の一部や上記子会社株式取得資金にも充当する。しかしながら、譲受に係るたな卸資産の数量は未確定であり、この金額は変動する可能性がある。必要となるたな卸資産買取資金が想定を上回った場合には、金融機関からの借入などで対応し、想定を下回った場合には、金融機関からの借入金の返済に充当する予定である。

この事業の一部譲受に関連した売上高は今年度は2億円、営業利益は30百万円を見込んでおり、来年度以降、売上高は年間20億円程度、営業利益は1.5億円程度を見込んでいる。但し、国内個人消費の動向や天候など外部環境によっては、売上高や利益見込みは変動する可能性がある。

#### 事業譲受に伴って発生する増加運転資金

CHOYA株式会社からの事業譲受に伴い、高額品を中心として自社生産量が増加する。このため、在庫保有資金（約431百万円）及び営業用什器等の購入資金（約20百万円）などの運転資金として約451百万円が必要となる見込みである。このうち、73百万円については自己資金で対応し、残る378百万円について、本新株予約権無償割当てにより調達する予定である。もっとも、かかる増加運転資金については、今後の売上状況により変動する可能性がある。必要となる増加運転資金が想定を上回った場合には、金融機関からの借入などで対応し、想定を下回った場合には、金融機関からの借入金の返済に充当する予定である。

#### 物流設備、管理システム投資に係る資金

CHOYA株式会社からの事業譲受に伴い、物流施設における処理能力の増強や、事業運営の効率化を図るためのシステム投資を行う。具体的には、東京及び東大阪の物流センター設備の増強を行う（約100百万円）ほか（後記「第三部 追完情報 1.設備計画の変更」を参照のこと。）、営業管理システムの増設並びに会計システムの刷新等（約18百万円）を行う。投資効果としては、上記に掲げた事業収益に含まれるものを中心であり、その他の事業でも業務効率化による経費削減が想定されるが、金額的には軽微である。

## 第2【売出要項】

該当事項なし



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 本資金調達方法を選択した理由

本新株予約権無償割当てによる資金調達方法（以下「本資金調達方法」という。）を選択するに至った具体的な検討内容は、以下の通りである。

#### (1) 資金調達方法の検討について

##### イ) 金融機関からの借入

当社は金融機関とは良好な関係を維持しており、運転資金や設備投資資金に対する融資を受けている。本新株予約権無償割当てについては、資金調達の目的が事業譲受などによる事業基盤強化に向けた投資であり、投資回収時期が比較的長期に亘る可能性があり、また、追加的な収益獲得を図る性質のものであることから、現時点においては、相対的には短期間での返済、かつ、投資回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関からの借入よりも、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる調達が有効かつ適切であるものと認識している。

##### ロ) 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することとした。

##### ハ) 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、並びに本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

##### ニ) 非上場型の新株予約権の無償割当て・募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法であるが、株主が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であることから、株主の利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

また、募集株式の株主割当ては、非上場型の新株予約権の無償割当てと同様、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法だが、株主に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じない株主にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

##### ホ) コミットメント型ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングには、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社等の金融機関が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オフアリングといわれるスキームがあり、かかるスキームを採用した場合、会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができる。一方で引受けをした証券会社等の金融機関が行使されなかった新株予約権の行使によって取得する株式に関するリスクを負うことから、最大限のリスクを見込んで手数料を設定するため、手数料が高額となり、当社の手取額が相対的に少なくなるというデメリットがある。平成26年10月1日までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オフアリング23件における新株予約権の平均行使比率が78.6%となっていること及びコミットメント型ライツ・オフアリングにおいては手数料が相対的に高額となることから、事業に投入できる資金を可能な限り確保するという本資金調達の目的に鑑み、コミットメント型ライツ・オフアリングである必要はないと判断するに至った。

#### (2) 本資金調達方法（ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て））のメリット及びデメリット

本資金調達方法は、新株予約権を割当基準日時点における当社を除く全ての株主に対して無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法である。当社が本資金調達方法について認識しているメリット及びデメリットは次の通りである。

##### (メリット)

##### イ) 既存株主への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全ての株主に本新株予約権を無償で割り当てることがあげられる。かかる特長により、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主に広く理解してもらうとともに、全ての株主にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えている。

#### ロ) 既存株主における株式価値希薄化による影響の極小化

株主の保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することによって、各株主の保有に係る株式価値が希薄化することを回避できる。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではあるが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主が本新株予約権を市場で売却することも可能である。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却益によって補う機会が得られることが期待される。

#### ハ) 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

本新株予約権が東京証券取引所に上場されることから、潜在的な投資家に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とする。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主の増加が期待できる。

#### (デメリット)

##### イ) 資金調達額の不確実性

本新株予約権無償割当てによる資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主あるいは投資家の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがある。この点については、本日公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」に関するお知らせ」及び「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」に関するご説明（Q & A）」等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分に理解してもらうことで、対処していく所存である。なお、平成26年10月1日までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オファリング23件における新株予約権の平均行使比率は78.6%（各社開示書類より算出）となっている。

以上を検討した結果、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の現状及び今後の取組みを株主に広く理解してもらうとともに、全ての株主にとって平等な機会を提供することが可能であると判断した。当社は、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の利益保護に十分配慮した現時点における最適な資金調達方法であると考えている。

## 2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金の使途として、上述の「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した事業への投資の実行を予定している。当社は、かかる投資によって、主力事業における市場地位の安定化や中長期的に収益基盤の一層の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断している。

## 3. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権1個当たりの交付株数及び行使価額については、上述の必要差引手取概算額（766百万円）、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等、及び既存株主による本新株予約権の行使の可能性（株主に本新株予約権を行使してもらえよう、時価を下回る行使価額を設定している。）等を勘案して決定した。

その結果、割当数については、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額については、他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オファリング事例における新株予約権の最終行使比率及び株価の推移等を参考にしている。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年11月19日（水）を基準とした場合、東京証券取引所における当社普通株式の直近1カ月間の終値の単純平均値は259円、直近3カ月間の終値の単純平均値は269円及び直近6カ月の終値の単純平均値は245円となるが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額120円は各々当該平均値の46.3%、44.6%、49.0%の水準となる。本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、ライツ・オファリングという資金調達手法自体が既存株主が株式価値の希薄化により生じる不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えている。

#### 4．行使制限の内容について

米国居住株主については、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限することとなる。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続きに起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものだが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討した。

かかる検討の結果、当社としては、( )米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、( )本新株予約権無償割当てにおいては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断した。

なお、当社は上記の検討にあたり汐留パートナーズ法律事務所佐藤弁護士より、当該制限が株主平等の原則に抵触するものではないと解することができる旨の法律意見書を取得している。

#### 5．上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社筆頭株主でもある当社代表取締役社長宮本恵史は、その保有する890,607株に対して割り当てられる見込みである本新株予約権890,607個（目的となる株式の合計890,607株）についてその全てを行使する意向であり、その行使による払込総額である106,872千円については、自己資金にて賄う予定であるとのことである。また、同人は、本新株予約権行使前において、保有している当社普通株式を売却しない方針であり、かつ、本新株予約権行使後も、当社普通株式の売却を必要とする特段の事由が発生しない限りにおいて、持株比率を維持する意向であるとのことである。

なお、当社代表取締役社長宮本恵史は、CHOYA株式会社との資本関係・人的関係・取引関係はなく、当社が本新株予約権無償割当てにより調達する資金の用途に関して、特別の利益を有していない。

#### 6．増資の合理性に係る評価手続きの内容

今般改正された東京証券取引所の新株予約権証券の上場に係る有価証券上場規程において、増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどから、臨時株主総会（平成26年12月9日開催予定）において、当該株主総会にご出席された（書面投票を含む。）株主の皆様の過半数の承認を得ることを、本新株予約権無償割当ての実施の条件とした。

但し、当該実施の条件（臨時株主総会における出席株主の過半数の承認）を満たした場合であっても、当社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと東京証券取引所が認めるときなど、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないことになる。この場合には、本新株予約権無償割当ての実施を中止する。

もっとも、当社の主要株主である代表取締役社長宮本恵史は、本新株予約権行使前において、保有している当社普通株式を売却しない方針であり、かつ、本新株予約権行使後も、当社普通株式の売却を必要とする特段の事由が発生しない限りにおいて、持株比率を維持する意向を示しており、また、同人はCHOYA株式会社との資本関係・人的関係・取引関係はなく、本新株予約権無償割当てにより調達する資金の用途に関して特別の利益を有していない。従って、主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きには該当しないものと考えている。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1. 設備計画の変更

第四部 組込情報の第62期有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月20日）現在、次の通りであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

平成26年11月20日現在において決定している重要な設備の新設計画は、次の通りであります。

| 会社名<br>事業所名        | 所在地        | セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定金額      |               | 資金調達<br>方法                   | 着手及び完了予定年月 |         | 完了後の<br>増加能力 |
|--------------------|------------|----------|-------|-------------|---------------|------------------------------|------------|---------|--------------|
|                    |            |          |       | 総額<br>(百万円) | 既支払額<br>(百万円) |                              | 着手         | 完了      |              |
| 山喜ロジ<br>テック<br>(株) | 千葉県<br>市川市 | 国内販売     | 物流設備  | 100         | 0             | 新株予約<br>権無償割<br>当による<br>調達資金 | 平成26年11月   | 平成27年1月 | (注)          |

(注) 合理的な算定が困難なため、記載していない。

### 2. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第62期有価証券報告書の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年11月20日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出している。

[平成26年7月2日提出臨時報告書]

#### 1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第62回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円

###### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岡野繁を選任する。

##### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件  | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|-------|------------------|
| 第1号議案 | 50,424 | 130   | 8     | (注) 1 | 可決(99.72%)       |
| 第2号議案 | 50,355 | 207   | 0     | (注) 2 | 可決(99.59%)       |

(注) 各議案の可決要件は以下のとおりです。

- 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議決事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 3. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第62期有価証券報告書及び第63期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年11月20日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されているが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もない。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいる。

|         |                      |                             |                          |
|---------|----------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第62期)       | 自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日<br>近畿財務局長に提出  |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第63期 第2四半期) | 自 平成26年7月1日<br>至 平成26年9月30日 | 平成26年11月14日<br>近畿財務局長に提出 |

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

なお、平成27年1月30日頃を目途に当社の平成27年3月期第3四半期決算短信を公表する予定である。また、平成27年2月13日頃を目途に以下の書類が近畿財務局長に提出される予定である。

|        |                      |                               |                                |
|--------|----------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 四半期報告書 | 事業年度<br>(第63期 第3四半期) | 自 平成26年10月1日<br>至 平成26年12月31日 | 平成27年2月13日頃<br>近畿財務局長に提出<br>予定 |
|--------|----------------------|-------------------------------|--------------------------------|

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

山喜株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 隆 雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山喜株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山喜株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、山喜株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、山喜株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

山喜株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井隆雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福島康生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山喜株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山喜株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

山喜株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅田 佳成 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福島 康生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山喜株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山喜株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。